

第4章 具体的な施策の展開

本計画は、第5次さっぽろ子ども未来プランの基本目標1・2のうち、子どもの権利の推進に関連する事業を抜粋し構成しています。

以下、子どもの権利保障や当事者の視点に立った子ども・若者施策をより一体的に推進するため、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。また、施策ごとにSDGsのゴールを示します。

- ・ 札幌市のまちづくりの計画体系で最上位の計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」で「目指すべき都市像」の実現を目指す中長期計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023」掲載事業については、事業・取組名欄にアクションプラン2023における事業区分を示しています。

＜新規＞…アクションプラン2023より新たに実施となった事業

＜レバ＞…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023から取組を強化・拡充した事業

＜継続＞…アクションプラン2019計画事業等の内、アクションプラン2023において取組内容に変化なく、継続して実施している事業

- ・ アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む事業や、アクションプラン2023掲載事業で令和7年度(2025年度)以降に取組を強化・拡充する事業について、以下の様に示しています。

【新規】…アクションプラン2023策定以降、新たに取り組む事業

【レバ】…アクションプラン2023掲載事業で、令和7年度(2025年度)以降に取組を強化、拡充、または再構築する事業

- ・ 計画内において担当局の表記に局の略称を用いており、正式名称は以下のとおりです。

総)	総務局	政)	まちづくり政策局	市)	市民文化局
保)	保健福祉局	子)	子ども未来局	教)	教育委員会

基本目標1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実

1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組

子どもの権利を大切にする「こどもまんなか社会」に向けては、子ども自身が子どもの権利を理解し実践するとともに、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人が、子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え行動していくことが必要です。そのために、子どもの保護者など子どもと関わりのある大人だけでなく、子どもと関わりのない大人も含む広く市民に認識が広がるよう、様々な工夫や働きかけを行い、地域や学校等とも連携しながら重層的・継続的に効果的な広報に取り組んでいきます。

併せて、子ども自身の子どもの権利の普及と理解の向上のため、子どもの年齢や発達に応じた取組をはじめ、学校等とも連携した上で、出前講座や子どもの主体的な参加と子ども同士が支え合う活動等を通じて子どもが自他の権利の尊重について実践的に学ぶ取組を進めていきます。

そして、子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要であり、年齢とともに変化していく生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる「地域」や「学校」などの環境づくりが不可欠です。

地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びを含めた生活の場であり、子どもの健全な育成に資するよう、子どもの安心・安全を確保するための地域ぐるみの活動や環境づくりを推進していきます。

また、学校における教育相談体制を充実させるとともに、子どもの状況に応じた多様な学びを支える環境の充実を図り、子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

加えて、子ども・若者同士や地域等との交流、社会参加のきっかけづくりを行うほか、子ども・若者の多様な学びの機会を提供するとともに、子ども・若者が安心して過ごすことができる地域と居場所づくりを進めることで、周囲の大人が子どもを見守り、困難な状況にある子どもに気づき、支援へつなげられる体制づくりを促進します。

その上で、いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速かつ適切な救済が求められることから、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の効果的な広報に取り組むとともに、子どもが安心して気軽に相談できる体制づくりを官民相談機関と連携を図りながら進めます。

更に、誰もが互いにその能力や個性を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、全ての子ども・若者が自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、それぞれの違い等について理解を深め、互いに尊重し合う意識の向上に取り組めます。

<SDGs>



■全ての市民を対象とした子どもの権利の普及・啓発

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子)子ども育成部
広く市民に向けた広報啓発	子どもとの関わりの有無によらず、子どもの権利について触れ、学ぶことができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人の意識向上	学校や幼稚園・保育所、児童会館などの子どもと関わる大人を対象に、子どもの権利に関する解説資料等の配布や出前講座等により意識を向上し、子どもを取り巻く課題への気づきや支援、相談体制の充実につなげていきます。	子)子ども育成部
保護者等へ向けた普及啓発	子どもの年齢に応じ、様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所、学校等との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を進めます。	子)子ども育成部

■子ども自身の子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子)子ども育成部
小・中学生向けパンフレットの活用	子ども同士の支え合い(ピア・サポート ¹⁹)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	子)子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発	乳幼児や小学校低学年でも、子どもの権利に触れ、親しめるよう、子どもの権利条例絵本を活用した普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教)学校教育部

¹⁹ 【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

「人間尊重の教育」推進事業 ＜継続＞	「人間尊重の教育」フォーラムや「さっぽろっ子サミット」の開催などを通して、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	教) 学校教育部
-----------------------	--	----------

■子どもを受け止め、育む環境づくり

＜主な事業・取組＞

ア 子どもが安心して暮らせる地域づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業（青少年育成委員会）	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や、地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 【レベ】 （基本目標1～2にも掲載）	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づくきっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市) 市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 （基本目標1～2にも掲載）	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子) 子ども育成部
子どものくらし支援コーディネート事業 ＜レベ＞	子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。	子) 子ども育成部
安全教育の充実	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組めます。	教) 学校教育部
登下校時の安全管理 ＜継続＞	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教) 学校教育部

イ 子どもの安心と学びのための環境づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 ＜レベ＞ (基本目標2-2にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 ＜継続＞ (基本目標2-2にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール ²⁰ など民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
スクールカウンセラー ²¹ 活用事業 【レベ】 (基本目標1-4、基本目標2-2にも掲載)	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教)学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 (基本目標2-2にも掲載)	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教)学校教育部
スクールソーシャルワーカー ²² 活用事業 【レベ】 (基本目標1-4、基本目標2-2にも掲載)	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教)学校教育部
公立夜間中学運営事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供する公立夜間中学(星友館中学校)の運営を行います。	教)学校教育部
特別支援教育地域相談推進事業 ＜レベ＞	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。	教)学校教育部

ウ 子ども・若者の居場所づくり

事業・取組名	事業内容	担当部
札幌まなびのサポート事業 ＜レベ＞	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保)総務部
アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	夏季・冬季の長期休業期間に合わせ、アイヌ民族の児童・生徒を対象とした学習支援や、アイヌ文化の継承の支援を行います。	市)市民生活部

²⁰ 【フリースクール】不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

²¹ 【スクールカウンセラー】児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者。

²² 【スクールソーシャルワーカー】教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援を行う専門家。

子どもの居場所づくり 支援事業 ＜レバ＞	子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。	子)子ども育成部
こどもホスピスづくり活動 支援事業 ＜新規＞	病気や障がいのある子どもが安心して過ごすことができる居場所「こどもホスピス」の早期設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホスピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援します。	子)子ども育成部
児童会館の地域交流 の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子)子ども育成部
若者支援施設運営管理 事業 (基本目標2-3にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や、若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部

■子どもの権利侵害から子どもを守る取組

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) (基本目標1-4にも掲載)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもアシストセンター「LINE」相談	多くの子どもの声をくみ取ることができるよう、無料通信アプリ「LINE」を活用して相談に対応します。	子)子どもの権利救済事務局
子どものための相談窓口連絡会議(子どもアシストセンター)	子どもに関する問題が複雑化、多様化する中で、個別の特性に配慮しながら問題の解決や改善を図るため、官民相談機関相互のスムーズな連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。	子)子どもの権利救済事務局
子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもアシストセンターの周知を図るとともに、子どもたちのお互いの権利を尊重する意識や保護者等の子どもの思いを受け止める意識の向上を図ります。	子)子どもの権利救済事務局
DV ²³ 対策推進事業 ＜継続＞	配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。 また、若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校と連携した学生向けのDV防止講座を実施します。	市)男女共同参画室

²³ 【DV】Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

■子ども・若者の可能性を広げていくための多様性のある社会の推進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け男女共同参画啓発事業	性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布するなど、子どもたちが男女共同参画の理念を理解できるよう普及・啓発を実施します。	市)男女共同参画室
民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	教)学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教)児童生徒担当部
心のバリアフリー ²⁴ ガイドの配布 <継続>	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内の小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布します。	保)障がい保健福祉部
アイヌ伝統文化振興事業 <継続>	市民向けのイベント・講座・体験プログラムの実施などにより、アイヌ伝統文化の保存、伝承、振興を図るとともに、アイヌ民族に関する理解を促進します。	市)市民生活部
多文化共生推進事業 <レベ>	国籍にかかわらず誰もが安全安心に暮らせる共生社会の実現に向け、各種支援を通じて外国人市民の孤立防止と暮らしの不安解消を図るとともに、日本人も含めた市民全体の異文化理解を促進します。	総)国際部
共生社会の実現に向けた子どもへの権利理解の向上	誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会(共生社会)の実現に向け、子どもの権利のパンフレット等を活用しながら、互いに理解し、尊重し合う心を醸成します。	子)子ども育成部

²⁴ 【心のバリアフリー】様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

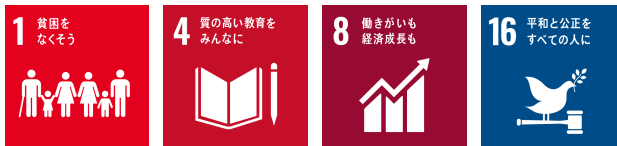
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

権利条例では、「市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるもの」と定めています。子ども・若者のニーズを的確に捉えるためだけではなく、子どもが自らの生活にかかわる様々な場面で意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができるよう、子どもの意見表明や市政への参加を促進します。

また、子ども・若者は遊びや体験活動を通じて、心身の発達や様々なスキルの獲得がなされ、社会の中で生きていく力となり、生涯に渡る幸せにつながっていきます。そのため、全てのライフステージにおいて、家庭の経済状況に関わらず、子ども・若者の年齢や発達の状況に応じた様々な遊びや体験ができ、子ども・若者が一人一人異なる長所を伸ばしていけるよう取り組みます。

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもが自主性、創造性、協調性を学び、健やかな成長を育む場として、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験機会を提供します。また、食育などを通じ基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

<SDGs>



■子どもの意見表明の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会	子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子)子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちのまちづくりへの参加意識の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの交流・参加の促進	他都市の子どもたちとまちづくりに関して意見交換を行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容を広報することで広く地域等での子どもの参加や意見表明の取組を促進します。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業 【レベ】 (基本目標1-1にも掲載)	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づくきっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見反映 (基本目標1-1にも掲載)	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加と意見表明の機会を提供し、子どもの意見を取り入れる取組を進めます。	子)子ども育成部

■子どもの参加の促進

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子)子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子)子ども育成部
地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子)子ども育成部
未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業 <継続>	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市)市民自治推進室
少年団体活動促進事業 <継続>	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子)子ども育成部
まちづくり・ライフデザインに関する意識の向上 【レベ】	まちづくりへの参画やまちへの愛着につなげることを目的に、高校生や大学生からまちづくりに関して提案をいただく取組を推進します。また、妊娠、出産、育児等に関する情報の普及などライフデザインに関する意識向上に向けた取組を推進します。	政)政策企画部

■遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
野外教育総合推進事業 <レベ>	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者と関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	教)生涯学習部
子どもの体験活動の場推進事業 <レベ>	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	子)子ども育成部
プレーパーク推進事業 <レベ>	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等において開催・運営する「プレーパーク」を推進します。	子)子ども育成部

こども劇場	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	子)子ども育成部
地域学校協働活動推進事業 ＜レベ＞	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	教)生涯学習部
ミニさっぽろ	小学3・4年生の子どもたちが、仮想のまち「ミニさっぽろ」の市民となり、職業体験や消費体験を行う社会体験イベントを実施します。参加した子どもたちが、働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的としています。	子)子ども育成部
子どもの職業体験事業 ＜新規＞	子どもが将来への夢を描けるよう、小学5・6年生の子どもたちを対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	子)子ども育成部
学校給食を活用した地産地消や家庭と連携した食育推進事業 ＜継続＞	健康寿命の延伸、SDGsの観点から、学校での環境教育を取り入れた食育を実施します。併せて、家庭・地域への普及、啓発を行います。	教)生涯学習部

■子ども・若者が活躍できる機会づくり

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
他都市との連携・交流	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子)子ども育成部
少年少女国際交流事業 ＜継続＞	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い少年少女の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子)子ども育成部
帰国・外国人児童生徒教育支援事業 ＜レベ＞	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。	教)学校教育部

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、重大な子どもの権利侵害であり、子どもの心身に深い傷を負わせ、児童虐待を受けた時点のみに限らず、子どもが若者、大人に成長した後においても様々な生きづらさにつながる可能性があることから、どのような背景や思想信条があっても、決して許されるものではありません。また、虐待の加害者となる子育て当事者も、自身の被虐待体験やその他様々な困難が背景にある場合が多いという現状から、困難な状況の中にある子育て当事者を社会全体で支え、その子どもに虐待が連鎖しないよう取り組む必要があります。

そのためには、児童相談所のみならず、区役所、区保健センター、学校、保育所・認定こども園・幼稚園等、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要です。その中でも、地域の拠点である区役所内の保健センターを、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「こども家庭センター²⁵」として位置付け、区要保護児童対策地域協議会²⁶の運営等を含め、引き続き機能強化や連携強化に取り組めます。

また、社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される環境を整えるため、里親支援センターの設置など、里親等への委託推進に向けた取り組みを充実します。更に、社会的養護を必要とする子どもの声を聞き、その意見を尊重することで、子どもの権利保障や支援の質の向上を高める取り組みを行います。加えて、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、社会的養護自立支援拠点の設置など、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

一方で、ヤングケアラーの問題は、家事や家族の世話といったケアの日常化により学業や友人関係等に支障が出るなど、重大な子どもの権利侵害であるにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合も多く、顕在化しづらいのが現状です。そのため、児童に関わる地域の大人や関係機関の連携を強化する中で、子どもに関わる様々な大人が情報共有・連携して、必要な支援につなげる取組や、問題解決に向け世帯全体を支援する取組を進めます。

<SDGs>



■児童相談体制の強化

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。	子)児童相談所

²⁵ 【こども家庭支援センター】全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

²⁶ 【要保護児童対策地域協議会】支援を必要とする児童等について、早期発見や適切な保護を図っていくため児童福祉法第25条の2に基づいて設置される協議会。

こども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	子)児童相談所・子育て支援部
心理職による相談支援体制の強化	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	子)子育て支援部
子ども安心ネットワーク強化事業 ＜レベ＞	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営します。また、児童家庭支援センターや関係機関と連携しながら相談体制を強化し、必要な支援を行います。	子)児童相談所
児童相談体制強化事業 【レベ】	第3次児童相談体制強化プラン等に基づく取組を推進するとともに、困難を抱える子どもや世帯の支援のため、東部児童相談所の開設の検証を踏まえて新たな児童相談所整備計画をメインとした第4次プランを策定します。	子)児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 ＜継続＞	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員 ²⁷ 登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子)児童相談所
要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。	子)児童相談所
第二児童相談所整備事業 ＜レベ＞	現在の1所に10区の対応が集中している体制を、2所とそれぞれの担当地区に分担することで、地域にとってより身近な機関として対応できるよう、また、一時保護が必要な子どもを確実に受入れ、適切に支援することができるよう体制整備を図ります。	子)児童相談所
民生委員・児童委員活動の支援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保)総務部

■社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護自立支援事業 【レベ】	児童養護施設への入所や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も個々の状況に応じて、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	子)児童相談所
里親制度促進事業 【レベ】	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的に行います。	子)児童相談所

²⁷ 【オレンジリボン地域協力員】児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子)児童相談所
子どもの意見形成・表明支援事業 【新規】	社会的養護を利用している子どもを対象とした意見形成・表明支援を実施することで、子どもの思いを十分に聞き取るとともに、支援者側の子どもの権利擁護への意識を高めます。	子)児童相談所

■ヤングケアラーへの支援

＜主な事業・取組＞

事業・取組名	事業内容	担当部
ヤングケアラー支援推進事業（相談支援事業） ＜レベ＞	ヤングケアラーに関する相談の専門窓口を設置のうえ、ヤングケアラー本人・家族・親族・支援者などからの相談に幅広く対応し、情報提供や助言、適切な支援機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業（交流サロン事業）	ヤングケアラー当事者の居場所として、ピア・サポート機能を持つ交流サロンを開催するほか、必要に応じて支援員による相談や情報提供、関係機関へのつなぎなどを行います。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業（普及啓発・研修事業）	紙媒体や SNS ²⁸ 、インターネットなどによる普及啓発を行うとともに、市民向けの講座、教職員・周辺支援者向けの理解促進・支援力向上を目的とした研修を実施します。	子)子ども育成部
ヤングケアラー支援推進事業（訪問支援・他法手続同行支援事業） ＜レベ＞	訪問支援員をヤングケアラーの家庭に派遣のうえ、家事・育児等の支援を行うとともに、不安や悩みを傾聴することによって、ヤングケアラーの負担を軽減します。 また、ケア対象者が障がい福祉サービスなど他のサービス利用につながっていない場合に、手続の援助や同行などの支援を行います。	子)子ども育成部

²⁸ 【SNS】ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上でのメッセージのやり取りなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス。

4 子ども・若者を取り巻く脅威から守る取組

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、子どもの心身及びその後の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。国では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」を平成25年(2013年)に制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」を示しました。

札幌市では、「いじめ防止対策推進法」及び権利条例、及び令和3年(2021年)に発生した深刻ないじめの重大事態の調査報告書における提言を踏まえ、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を令和6年(2024年)4月に改定しました。

本計画では、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の理念を踏まえつつ、いじめに直面している子ども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとした周囲の大人への相談体制の充実や、研修等を通じた対応力の向上に取り組みます。

また、国は、「自殺対策基本法」(平成18年制定、平成28年一部改正)及び「自殺総合対策大綱」(平成19年策定、平成29年・令和4年見直し)により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととしています。

札幌市においては、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画として「札幌市自殺総合対策行動計画2024」を策定しています。本計画では、「札幌市自殺総合対策行動計画 2024」の理念を踏まえつつ、子ども・若者が自殺に追い込まれることのないよう、子ども・若者の自殺対策に取り組めます。

更に、札幌市では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」の趣旨を踏まえた「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、犯罪を誘発する機会を減らすための取組や犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進しています。また、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、「札幌市再犯防止推進計画」を策定しています。

本計画では、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」及び「札幌市再犯防止推進計画」の理念を踏まえつつ、子ども・若者を犯罪から守る取組や犯罪被害者等に対する支援を行うとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組を推進していきます。

<SDGs>



■子どもをいじめから守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
いじめ防止対策事業【レベ】	いじめを防止するため、子どもへのアンケート調査や相談窓口の運営により、子どもの悩みや困りを早期に把握し適切に対処するとともに、子ども理解に関する教員研修や情報モラル教育の充実を図ります。	教) 学校教育部

スクールカウンセラー活用事業 【レベ】 (基本目標1-1、基本目標2-2にも掲載)	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 【レベ】 (基本目標1-1、基本目標2-2にも掲載)	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教) 学校教育部
教職員への啓発・資質の向上	教職経験に応じた研修や専門研修等において、いじめの未然防止や組織的対応に係る研修を実施し、教員一人一人の実践的指導力の向上を図ります。	教) 学校教育部
子どもに向けた子どもの権利の理解促進	子ども自身が子どもの権利について考え、理解を深めることで、子ども同士がお互いを思いやり尊重し、子どもたち一人一人が安心して、自分らしく生きる権利の保障を進めます。	子) 子ども育成部
組織横断的ないじめ対策への取組	子ども支援を担当する部局間、子どもが育ち学ぶ施設間で連携し、札幌市全体でいじめ防止対策を進めます。	子) 子ども育成部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター) (基本目標1-1にも掲載)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。 また、幅広い広報や相談員等による出前講座により、子どもたちにとって身近で安心して相談できる機関を目指します。	子) 子どもの権利救済事務局

■子ども・若者の命を守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、自殺殺関連行動やいじめ等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教) 学校教育部
小中学生等に対する自殺予防啓発事業 <レベ>	市内学校(小・中・高)において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。	保) 障がい保健福祉部
教職員等への研修	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能・対応力を向上させるために、研修等の一層の充実を図ります。	教) 学校教育部
ホームページやSNS等による普及啓発 <継続>	ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。	保) 障がい保健福祉部

思春期特定相談事業 (基本目標2-2にも掲載)	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部
----------------------------	--	------------

■子ども・若者を犯罪から守る取組

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 <継続>	通勤や通学などの日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行う「ながら見守り」活動の参加者登録制度の推進や、身の危険を感じて助けを求める子どもを保護する「子ども110番の家」等の取組を行う団体に対する支援などを行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市)地域振興部
少年健全育成推進事業(心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子)子ども育成部

基本目標2 ライフステージの各段階における環境の充実

1 子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実

子どもの誕生前から幼児期までは、愛着形成など子どもの将来にわたる成長や人格形成の基礎を培うための最も重要な時期です。そのため、子育て当事者の「子育て」を支えるだけではなく、「子どもの育ち」の質にも目を向け、子育て当事者を取り巻く状況を含め、子どもの置かれた環境に配慮して施策に取り組む必要があります。

そのためには、妊娠前から、妊娠・出産に関する正しい知識の普及、乳幼児期の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診等に取り組みます。また、妊娠期から出産後まで、予期せぬ妊娠など多様なニーズに対応するための各種伴走型支援を着実に実施します。

<SDGs>



■切れ目のない支援と多様なニーズに対応するための伴走型支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 <レベ>	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保険センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	子)子育て支援部
乳幼児健康診査	出産後から就学前までの児に対する切れ目のない健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	子)子育て支援部
妊婦支援相談事業 <レベ>	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	子)子育て支援部
妊婦訪問事業 <レベ>	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	子)子育て支援部
産後ケア事業 <レベ>	支援を必要とする産婦に対し、産後ケア事業実施施設において心身の休養の機会を提供するとともに助産師等による育児に関する助言指導等を行います。	子)子育て支援部
母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	子)子育て支援部
産後のメンタルヘルス支援対策 <レベ>	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。	子)子育て支援部

妊娠SOS相談事業 【レベ】	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	子)子育て支援部
困難を抱える若年女性 支援事業 ＜継続＞ (基本目標2-2にも掲載)	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ ²⁹ 支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部

2 学齢期・思春期における環境の充実

学童期は、子どもにとって、心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や社会性を育む重要な時期です。そういった中、学校は子どもにとって単に学ぶだけの場ではなく、子どもが、安全に安心して過ごしつつ、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つと言えます。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮し、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、教育支援センターにおける支援や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備を行い、不登校などの未然防止、早期発見のために、教育相談支援体制の充実に取り組みます。また、不登校児童の受け皿となっているフリースクールなどの民間施設に対する支援を行います。

<SDGs>



■ 思春期における健康づくりへの支援

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります	子)子育て支援部
思春期特定相談事業 (基本目標1-4にも掲載)	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保)障がい保健福祉部

²⁹ 【アウトリーチ】支援が必要であるにもかかわらず届いていない人たちが自ら相談に来るのを待つのではなく、行政や支援機関などから積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

■不登校の子どもへの支援

<主な事業・取組>

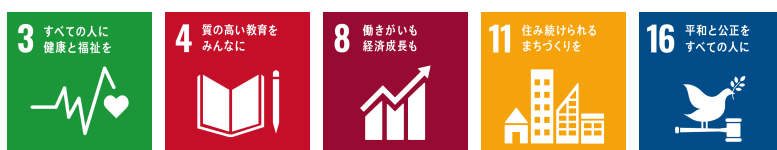
事業・取組名	事業内容	担当部
相談支援パートナー事業 ＜レベ＞ (基本目標1-1にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教) 学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 ＜継続＞ (基本目標1-1にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子) 子ども育成部
スクールカウンセラー活用事業 【レベ】 (基本目標1-1、基本目標1-4にも掲載)	不登校やいじめなどの生徒指導上の課題に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラーを全学校に配置し、学校の教育相談体制の充実を図ります。	教) 学校教育部
教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援 (基本目標1-1にも掲載)	不登校児童生徒が仲間とともに学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー活用事業 【レベ】 (基本目標1-1、基本目標1-4にも掲載)	児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするため、社会福祉等の専門的な知識や経験をもつ専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用します。	教) 学校教育部
不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 【レベ】	不登校児童生徒の学びの機会の確保のため、教育支援センターの機能拡充や、更なる機能強化に向けた調査・検討を進めます。	教) 学校教育部

3 青年期における環境の充実

青年期は、成人期へ移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自身の可能性を伸展させる時期です。

若者の社会的自立を総合的に支援するため、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、学童期・思春期から高等学校卒業期、更には、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進します。また、複合的な困難を抱えながらも支援につながりにくい若年女性に対しては、アウトリーチ型の支援を行い、将来的な自立につながるよう取り組みます。また、相談相手や社会とのつながり、及び居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえ、今後の相談支援の在り方について検討していきます。

<SDGs>



■悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設運営管理事業 (基本目標1-1にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子)子ども育成部
若者の社会的自立促進事業 <継続>	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子)子ども育成部
困難を抱える若年女性支援事業 <継続> (基本目標2-1にも掲載)	様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な安全・安心な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を含めた相談事業を行います。	子)子ども育成部
さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。	子)子ども育成部

第5章 計画の推進と進行管理

本計画で推進していく施策は広範囲に渡るため、庁内関係部局がそれぞれ子ども・若者と子育て当事者の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。

本計画の進行管理については、子ども施策に関する庁内組織である「札幌市子どもの権利総合推進本部」において関係部局間の情報共有や連携の推進を図るとともに、附属機関「札幌市子どもの権利委員会」における取組状況の報告を通して評価・検証を行っていきます。

また、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ設定した成果指標等を踏まえた点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

参考資料

1 子どもの意見反映の取組について

(1) 子どもからの提案・意見募集ハガキ

ア 概要

市内の小学校4年生から高校3年生までの子どもを対象に、市政やまちづくりについての意見や提案を返信用ハガキで募集する「子どもからの提案・意見募集ハガキ」のテーマを「子どもにやさしいまち」とし、広く市内の子どもたちから意見を募集しました。

イ 意見の提出方法

返信用ハガキ又はウェブ回答フォーム

ウ 意見の募集期間

令和6年(2024年)7月1日(月)～令和6年(2024年)9月13日(金)

エ 提出のあった意見

260通／328件 ※複数意見の提出あり

オ 主な意見

- ・子どもの意見を聞いてくれる大人の存在や子どもの権利を尊重してくれるような環境があるまち
- ・明るく元気にあいさつをして、いろいろな人と交流できるまち
- ・将来の夢に向かって自分のやりたいことや目標を達成できるように支援してくれるまち
- ・子どもにやさしいまちは、子ども自身がその地域に住んでいることに誇りを持てるまち
- ・公共の場が安全に整備されていて、事故などが起きない一人一人が安心して暮らせるまち
- ・互いの良いところを見つけられるように努力し、認め合えるまち
- ・誰もが何かあったら誰かを頼ることが簡単にできるまち

(2) 子ども議会

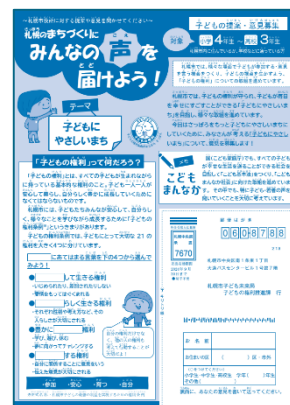
「子ども議会」は未来を担う子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組です。

ア 概要

「子どもにやさしいまち」を題材に子ども議員自ら設定した5つのテーマについて、関連する部局の市職員から市の現状などを学んだ上で、話し合いを重ね、市や市民ができることなどについて意見をまとめ、市長に直接報告しました。

子ども議会全体の進行は専門のファシリテーターが行い、テーマごとに分かれたグループの話し合いのサポートは事前に研修を受けた高校生・大学生のユースファシリテーターが行いました。

また、市長報告会の様子は札幌市広報部 YouTube 公式チャンネル SapporoPRD で広く公開しました。



▲話し合いの様子



▲市長報告会の様子

イ 参加者

- ・子ども議員(小学4年生～中学3年生):27 人
- ・ユースファシリテーター(高校生・大学生):12 人

ウ 開催回数

6回(市長報告会含む)

	開催日	内容
第1回	9月 28 日(土)	テーマ決定、グループ分け
第2回	10 月 26 日(土)	テーマごとの勉強会、提案づくり
第3回	11 月9日(土)	テーマ関係部局の職員と質疑応答、提案づくり
第4回	11 月 23 日(土)	意見交換会
第5回	12 月7日(土)	リハーサル及び最終調整
市長報告会	12 月 26 日(木)	意見を市長へ報告

エ 意見概要

テーマ	私たちが考える「子どもにやさしいまち」
	概 要
体験事業	<u>平等で気軽に誰でも札幌らしい体験ができるまち</u> ・もっとたくさん子どもたちにイベントを知ってもらうために、札幌市の子ども向けのイベントを検索できるサイトをつくろう
小学校教育	<u>子どもの意見を尊重し、子どもが自立できるまち</u> ・指定された学習方法で嫌々学ぶのではなく、子ども自ら考えられる環境にしてほしいため、小学校の授業でタブレットを利用するとき、子どもが主体的に判断できるようにしよう
防災防犯	<u>SNS のデマ情報が少なく、安心安全なまち</u> ・防災アプリ『そなえ』には多くの機能があり、多くの人に知ってほしいため、広報さっぽろを利用して、『そなえ』の認知度を上げよう ・そして、『そなえ』のようなアプリで、デマ情報にも自分で気づけるようにしよう
環境	<u>クマにとっても人にとっても安心安全なまち</u> ・駆除の対象となるヒグマをできるだけ減らすため、市街地と森林の中間エリアをもっと整備したり、唐辛子などのヒグマが苦手な匂いがする杭を使い、ヒグマを市街地から遠ざけよう ・ヒグマ対策と併せて、木材の活用を進めることで、地球温暖化等の対策もしよう
ジュニア相談	<u>相談が身近にできるまち</u> ・相談の仕方がわからない、予約方法がわからない、そういった子どもたちのために、相談場所を明確にしよう ・子どもたちの思いを知ってもらうために、学校でアンケートをとろう ・もっと相談相手を身近に感じられる環境にするため、札幌市の相談窓口が学校で出前授業を実施したり、カウンセラーが学校のイベント等に参加して子どもたちともっと仲を深めよう

(3)ユニセフ・札幌ラブウォーク

ア 概要

北海道ユニセフ協会が主催するウォーキングイベントのゴール地点に、子どもの権利について札幌市の取組を紹介するブースを出展。子どもの権利に関する展示とともに、参加者からそれぞれが考える「子どもにやさしいまち」を募集しました。

イ 開催日

令和6年(2024年)7月7日(日)

ウ 参加者

約250人(意見提出:30人)

エ 主な意見

- ・安全に遊べるまち ・大人が手を差し伸べてくれるまち
- ・人々がわかりあえるまち ・みんながあらそわないで平和でいられるまち



2 札幌市子どもに関する実態・意識調査について

ア 調査目的

本計画の策定に向け、子どもの権利保障の観点から子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、計画検討の基礎データを収集することを目的として実施したものです。

イ 調査対象

住民基本台帳から無作為に抽出した大人・子ども 10,000人。

【大人】札幌市在住の19歳以上の方 5,000人

【子ども】札幌市在住の10歳以上18歳以下の方 5,000人

※ 子ども用の調査票は、10～12歳用と13～18歳用の2種類を作成

ウ 調査期間

令和5年(2023年)12月11日(月)～令和5年(2023年)12月26日(火)

エ 回収状況

対 象	対象数	回収数	回収率
子ども(a)	5,000	1,679	33.6%
10～12歳	1,632	709	43.4%
13～18歳	3,368	970	28.8%
大人(b)	5,000	1,777	35.5%
合計(a+b)	10,000	3,456	34.6%

オ 調査方法

郵送アンケート調査(郵送発送、郵送回収)。ウェブアンケートフォームによる回答も併用。

※ 本調査に係る個別の調査結果については、札幌市のホームページ(<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/plan.html>)に掲載しています。

3 札幌市子どもの権利委員会について

札幌市における子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するために、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき設置された附属機関です。学識経験者や関係者、高校生を含む公募委員などから構成されています。

(敬称略・令和7年3月時点)

役職	氏名	所属等
委員長	てらしま としかず 寺島 壽一	北海学園大学 教授
副委員長	ちば かずひろ 千葉 一博	札幌市小学校長会 会長
委員	あさの ゆき 浅野 友紀	公募委員
	おおはた かずこ 大畑 和子	社会福祉法人羊ヶ丘養護園 施設長
	ささき しずか 佐々木 静香	公募委員
	しかの まきこ 鹿野 牧子	公募委員
	しませ ふみこ 島瀬 史子	北翔大学 准教授
	たなか あつし 田中 敦	札幌主任児童委員連絡会 副代表幹事
	にいづ ともや 新津 智哉	札幌市中学校長会 事務局次長
	にしざわ るな 西澤 月菜	公募委員
	にしはら こうし 西原 向志	公募委員
	はやしかわ のぞみ 林川 希	札幌市PTA協議会 副会長
	ひでしま ゆかり 秀嶋 ゆかり	札幌弁護士会 弁護士
	ほしやま あいり 星山 愛倫	公募委員